

鳥取県告示第739号

平成23年鳥取県告示第496号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成23年12月19日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号）第4条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成23年12月19日

鳥取県知事 平 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
1 略	1 略
2 規則第3条第2項の利子補給率	2 規則第3条第2項の利子補給率
利子補給率を上乗せする資金 規則別表第1号、第5号又は第8号に掲 げる資金（償還期限が7年以内であるも のに限る。）のうち市町村が <u>年0.3パー</u> <u>セント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	利子補給率を上乗せする資金 規則別表第1号、第5号又は第8号に掲 げる資金（償還期限が7年以内であるも のに限る。）のうち市町村が <u>年0.275パー</u> <u>セント</u> の割合で利子補給金を交付するもの
略	略
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲 げる資金（償還期限が8年を超 <u>9</u> 年以 内であるものに限る。）のうち市町村が 年0.375パーセントの割合で利子補給金を 交付するもの	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲 げる資金（償還期限が8年を超 <u>10</u> 年以 内であるものに限る。）のうち市町村が 年0.375パーセントの割合で利子補給金を 交付するもの
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲 げる資金（償還期限が <u>9</u> 年を超 <u>10</u> 年以 内であるものに限る。）のうち市町村が 年0.425パーセントの割合で利子補給金を 交付するもの	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲 げる資金（償還期限が <u>10</u> 年を超 <u>11</u> 年以 内であるものに限る。）のうち市町村が 年0.425パーセントの割合で利子補給金を 交付するもの
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲 げる資金（償還期限が <u>10</u> 年を超 <u>12</u> 年以 内であるものに限る。）のうち市町村が 年0.475パーセントの割合で利子補給金を 交付するもの	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲 げる資金（償還期限が <u>11</u> 年を超 <u>12</u> 年以 内であるものに限る。）のうち市町村が 年0.475パーセントの割合で利子補給金を 交付するもの
略	略
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲 げる資金（償還期限が13年を超 <u>14</u> 年以 内であるものに限る。）のうち市町村が 年0.575パーセントの割合で利子補給金を 交付するもの	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲 げる資金（償還期限が13年を超 <u>15</u> 年以 内であるものに限る。）のうち市町村が 年0.575パーセントの割合で利子補給金を 交付するもの
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲 げる資金（償還期限が14年を超 <u>15</u> 年以 内であるものに限る。）のうち市町村が 年0.625パーセントの割合で利子補給金を 交付するもの	
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲 げる資金のうち市町村が <u>年0.7パー</u> <u>セント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲 げる資金のうち市町村が <u>年0.65パー</u> <u>セント</u> の割合で利子補給金を交付するもの